

子ども家庭支援センター平成30年度事業

1. 子どもと家庭に関する総合相談を行い、具体的な支援が行えるよう福祉・保健医療・教育等関係機関と連携しながらサービスの提供・調整を行う。既存の概念に捕らわれることなく、有効的な手立てを積極的に行い、ケースワークに努める。
2. 児童相談所と連携し、児童虐待や養育困難家庭に対し適切な対応を行う。
3. 要保護児童対策地域協議会の中核機関として、協議会が形骸化せず、要保護・要支援家庭への支援が関係機関との調整で途切れることなく、また隙間に落ちることなく継続するよう努める。
4. 子ども家庭支援センターの役割及び、各事業の広報につとめる。
5. 子育てサービスは利用状況を鑑み、委託・補助事業所と連携を取りながら、利用促進を図っていく。

1. 総合相談

- ① 18才未満の子どもがいる家庭に関するあらゆる相談を受け付け、適切な助言・対応を行う。

相談は基本的に地区担当が受付けるが、相談内容によっては職員の専門性を活用し複数体制で対応する。(社会福祉士・精神保健福祉士・臨床心理士)

相談は、全ケースを週1回行われる受理会議で情報共有し、継続ケースについては毎月の援助方針会議で適切な支援について検討し、センター職員の意思を統一する。

- ② 各種研修に参加し、相談に対する対応力・専門性の強化に努める。

2. 子ども家庭在宅サービス等の提供・調整

- ① 各種子ども家庭在宅サービスを展開し、相談者のニーズに見合ったサービスを紹介する。また関係機関と連携し個々の問題に最も適した解決が図れるよう、関係機関と調整するなど、相談に応じた適切な支援を行う。

- ② サービスの提供を求めている人に各事業の情報が届くよう、様々な機会をとおして情報提供に努める。

- ③ 既存子育てサービスについては、委託・補助事業所と連携し、場合によっては制度の見直し等を検討し利用の促進を促す。

子どもショートステイ事業	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	養育支援ヘルパー派遣事業	ファミリー・サポート・センター事業	ホームビジター派遣事業
保護者が病気や出産で入院した時、家族の介護の時など、宿泊若しくは日帰りでの預かり。(利用人数増加傾向のため29年度より委託費用増額)	ひとり親家庭の保護者や子が一時的な病気又はひとり親家庭になった直後で不安定になった一時期ヘルパーを派遣する。	産前・産後、多子同時出産、若年養育、産後うつ等により、育児・家事が困難で、かつ日中介助する者がいない時、ヘルパーを派遣する。	育児の支援を受けたい「依頼会員」と育児援助を行いたい「提供会員」からなる相互援助活動。	先輩ママが家庭を訪問し、一緒に家事や育児を行う。 (利用人数増加傾向のため29年度予算流用対応)
1歳6か月～小学校6年生	小学3年生以下の児童がいる家庭	妊娠中～小学校6年生まで	2か月～18歳未満	未就学児童のいる家庭
年に1度、事業所と東久留米市清瀬市で調整会議	年に1度、ピッコロ、よふき介護サービスと調整会議		月に1度ピッコロ事務所にて、調整会議 年に1度医師を交えネットワーク会議	年に1度トラスティ会議(29年度は2回開催)

一時預かり事業 (ウイズアイ)	つどいの広場事業	ひきこもりサポートネット事業	子育てクーポン・商品券の発行	子育てガイドブックの発行
理由を問わず時間単位での預かりを実施。ウイズアイにおいては、土日祝日の預かりも実施している。 29年度より下宿センターでの一時預かりを実施	市内に5カ所のつどいの広場を開設しており、乳幼児と保護者のつどいの場を提供している。 (ころぼっくる・元町・竹丘・下宿野塩つどいの広場)	東京都ひきこもりサポートネット訪問相談事業の一義的受付窓口として、サポートネットの対象となるかどうかの判断をする。	各種子育てサービスに利用できる、年度内6,000円分のクーポン券と4,000円分の商品券を発行。 30年度より事業の拡充を検討。	市内の子育てに関する情報を網羅した、子育てガイドブックを発行する。 偶数年、隔年で発行する。30年度更新する。
新生児～	未就学児童のいる家庭	15才以上概ね34才位まで	0～3才児(4才の誕生日の前日まで)	子育てに関わる全家庭
	年に1度、アドバイザー会議			

3. 要保護児童対策地域協議会の開催

＜平成30年度予定＞

代表者会議	5月23日（水）
実務者会議	6月18日（月）・9月・12月・2月
個別ケース検討会議	随時

- ①要保護児童対策地域協議会において要支援児童台帳・虐待ケース進行管理台帳記載児童の情報の共有に努める。
- ②引き続き、関係機関代表者の理解を得て実務者会が形骸化することなく継続される事、個別ケース検討会で情報の共有と役割割分担を行い関係機関の隙間に落ちることなくケースの進行管理と児童家庭への支援が継続するよう努める。

4. 虐待防止対策強化事業

①虐待対応の強化

- ・東京都等の研修に積極的に参加し、センター職員としてのスキルアップを図る。
- ・大学教授によるスーパーバイザーを招き事例検討を行う。（年間5回予定）

②子ども家庭支援ネットワークの構築

- ・庁内関係機関との定期的な調整会議の実施
実務者会議前の要支援台帳確認
（子育て支援課・健康福祉課・生活福祉課・障害福祉課）
- ・学校、幼稚園、保育園との情報の共有
- ・四者協議会への参加（学校、民生・児童委員協議会、小平児童相談所、子ども家庭支援センター）
- ・NPO 法人と健康推進課、子ども家庭支援センターとの情報交換会
（29年度より健康推進課がネウボラ事業開始にあたり、新設した会議。
29年度は7/6・12/18の2回開催）

③小平児童相談所との連携強化

新東京ルールに基づいた対応を積極的に行う。

④児童虐待防止推進月間 毎年11月

⑤居所不明児童の把握と調査

5. 在宅サービス基盤整備事業

「養育家庭体験発表会」 11月予定

6. 地域組織化活動

① 地域活動室の貸し出し・運営

② 子育てひろば関係者会議の開催

公私立保育園・幼稚園・子育て関連 NPO 等市内の子育てひろば関連の情報を共有する

③ 子育てひろばフェスタの開催

市の子育て支援施策が、顔の見える関係を持ちながら行えるよう、また市の子育て広場を市民の方々に広報する場になるよう「子育てひろばフェスタ」を実施する。

④ つどいの広場アドバイザー連絡会の開催

市内6か所のつどいの広場のアドバイザーが集まり、情報の共有や事例の報告を行う。

7. その他

① 子どもの貧困に関する実態調査

東京都の「子どもの生活実態調査」を参考に、30年度の調査実施に向けて調整を行います。社会事業大学と連携し、清瀬市としての調査項目を盛り込みます。

② 国事業（子ども家庭総合支援拠点）への対応

「児童福祉法の一部を改正する法律」により、平成29年4月より「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置が努力義務となりました。東京都の子ども家庭支援センターをモデルとし全国展開されるようになり、国庫補助金も創設されました。しかし、国庫補助金は現行の都補助より補助対象経費が限定されており、今後歳入の減少が懸念されます。

国や都の今後の動向を注視し、適切な歳入を確保します。